

離婚の方法3ステップ(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、離婚のやり方として、3ステップをお伝えします。

ちなみに、「離婚で大事な3つのこと」については、別の動画にありますので、そちらも是非ご覧ください。

<https://youtu.be/EkCpMvIyiM0>

離婚のやり方としては、主に、協議離婚、調停離婚、裁判離婚、という3つのステップがあります。

まず、協議離婚、というのは、お互い話合いで離婚に合意して、離婚届を役所に出すというものです。外国によってはこれができない国もあるのですが、日本では可能です。証人が2人必要ですが、基本的に誰でもOKです。

さて、離婚届は書く内容が決まっています、お子さんとどのくらい会うとか、財産分与どうするかとか、細かい合意はできません。ですので、別に、離婚合意書というのを作ることも多いです。

ただ、離婚しようという状況ですから、お互い口も聞かないとか、相手がいつも怒っているとかだと、話合いも難しいですね。ですので、この段階で弁護士に依頼されれば、代わりに弁護士が相手方と交渉を行っていくことになります。

離婚の合意ができない場合は、離婚したいという方が、家庭裁判所に「離婚調停」を申し立てることになります。日本は、離婚については、裁判の前にこの調停をやらないといけないんです(調停前置主義といいます)。

調停って何かというと、男性1人、女性1人という調停委員が、夫婦双方から、順番に話を聞いて、何らかの合意をさせようというものです。

裁判所では、夫婦双方の待合室が違って、交代で調停委員に会うので、基本的には、合意が成立するまでは、顔を合わせなくてよいことになっています。

この調停を、弁護士に頼まないでご自身でやられる方もいらっしゃるんですが、調停委員は中立の立場の人で、どちらの味方もしてくれませんので、ご自身の権利を守るためには、調停でも弁護士に依頼した方がよいかと思っています。

弁護士に依頼すれば、調停でもご自身は普段出席しなくてよいのですが、調停が成立するときはお越しいただくことになります。

この調停でも合意ができない場合には、離婚したいという方が、家庭裁判所に、離婚訴訟を起こすことになります。

離婚訴訟では、お互いに証拠と書面を出し合って、離婚の理由(離婚原因)があると裁判所が判断すれば、離婚という判決が出るということになります。

離婚訴訟も、弁護士に依頼すれば、ご自身は普段出席しなくてよいのですが、尋問のときと、和解が成立するときはお越しいただく必要があります。

尋問というのは、テレビでもご覧になったことがあるかもしれませんが、双方の弁護士と裁判所から質問を受けて、それに答えるというものです。相手の弁護士が、依頼者の方に変な質問してきたら、こちらで「異議あり」と言う手続です。

そして、もし第一審の家庭裁判所の判決に不満という場合には、第二審として高等裁判所にさらに訴えることができます。